

学生支援緊急給付金に関する会長声明

1 はじめに

2020年（令和2年）5月19日、政府は、「『学びの継続』のための学生支援緊急給付金」（以下、「緊急給付金」という。）の創設を閣議決定した。

緊急給付金創設の趣旨は、新型コロナウイルス等の感染拡大に伴う経済困窮により、学業継続に困難をきたしている学生を救済し、教育を受ける権利の保障を図るものである。

しかし、緊急給付金については、以下の3点の合理的理由のない差別的な制度や運用が存在しており、早期に是正されるべきである。

2 外国籍の学生における在留資格による受給要件の区別

緊急給付金の受給要件として、「既存の支援制度の活用」が求められている。

これは、高等教育の修学支援新制度、第一種奨学金の利用者であることを意味する。「特別永住者」、「永住者」、「定住者」等の在留資格を有する学生は、これらの支援制度を利用できる。他方、「家族滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する外国籍の学生は利用できない。

受給要件の区別により、在留資格によって、緊急給付金を受給することの可否が異なってしまう不合理な差別が生じている。

3 外国人留学生についての「学業成績優秀者」の要件

緊急給付金の受給に際し、外国人留学生については、一律に「学業成績が優秀な者であること」具体的には、「前年度の成績評価係数が2.30以上であること」が要件とされている。

しかし、たとえ前年度の成績評価が優秀と評価されていなくとも学習意欲のある外国人留学生は多数存するものである。かかる留学生のコロナ禍による困窮を放置することは、緊急給付金支給の趣旨に反し、不合理な差別と言えるものである。

4 緊急給付金の対象学校からの朝鮮大学校の除外

緊急給付金の創設に際し、政府は、対象を国公立私立大学・短大・高等専

門学校，専門学校に在学する学生とした。各種学校である朝鮮大学校と外国大学日本校は対象外とされた。

その後，文部科学省は，外国大学日本校については，緊急給付金の支給対象とした。他方，朝鮮大学校1校のみは，未だ支給対象外である。

しかし，朝鮮大学校については，大学院の入学資格，社会福祉士及び介護福祉士の受験資格等について，日本の高等教育機関として認める法制度が存在している。

朝鮮大学校の学生もコロナ禍による経済的困窮にある事実は変わらない以上，緊急給付金の支給対象外とすることは，不合理な差別にあたるといえる。

5 結 語

以上の3点の差別は，憲法14条，人種差別撤廃条約2条，5条，自由権規約第2条および社会権規約第2条に反する不合理なものである。

当会は，政府，特に文部科学省に対し，不合理な差別の是正を求め，困窮した学生に対し，十分な給付がなされることを求めるものである。

2020年7月27日

茨城県弁護士会

会長 小沼 典彦